

諮問庁：法務大臣

諮問日：令和6年3月18日（令和6年（行個）諮問第57号）

答申日：令和6年8月9日（令和6年度（行個）答申第73号）

事件名：人権擁護局及び官房秘書課の保有する本人に関する情報等の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和5年12月13日付け法務省秘個第37号により法務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

本件対象保有個人情報を開示しないことに対して異議申立する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分について

(1) 審査請求人は、保有個人情報開示請求書（令和5年8月4日受領）により、処分庁に対し、別紙の1に掲げる保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

(2) 処分庁は、本件開示請求の対象となる保有個人情報として、別紙の2（1）及び別紙の3に掲げる保有個人情報を特定した。

なお、大臣官房秘書課庶務係及び同課総務係（以下「庶務係等」という。）においては、請求の趣旨に該当する保有個人情報を保有していなかった（別紙の2（2）関係）。

別紙の2及び3に掲げる保有個人情報に係る請求の件数は7件（詳細後述）であるため、処分庁は、審査請求人に対し、数次にわたり補正（開示請求手数料の納付）を求めたが、補正がなされなかったことから、令和5年10月20日付け求補正書（4回目）に、期限までに回答が無

い場合は、納付済みの開示請求手数料300円を別紙の3に掲げる保有個人情報の関係に充当し、開示決定を行い、その余の請求については、開示請求書に形式上の不備（開示請求手数料の未納）があるものとして不開示決定を行う旨記載し、補正を求めたものの、なお、回答が無かったため、別紙の3に掲げる保有個人情報について、開示決定（令和5年12月13日付け法務省権調第155号）を行うとともに、その余の請求については、不開示決定（原処分）を行った。

2 審査請求人の主張について

審査請求人は、原処分に対し、本件審査請求書（令和6年1月16日受領）において、開示しないことに対して異議申立をする旨主張している。以下、原処分の妥当性について検討する。

3 原処分の妥当性について

法89条1項並びに個人情報の保護に関する法律施行令（以下「施行令」という。）27条1項及び2項により、開示請求者は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書1件（一の行政文書ファイルにまとめられた複数の行政文書、相互に密接な関連を有する複数の行政文書については、1件とみなす。）につき開示請求手数料300円を納付する必要がある。

上記規定により、別紙の2及び3に掲げる保有個人情報の開示請求の件数は7件2、100円（文書1、文書2及び文書5の関係で各1件、文書3及び文書4の関係で1件、文書6及び文書7の関係で1件、庶務係等に係る請求（不存在）で1件、別紙の3関係で1件）であるところ、開示請求手数料は300円しか納付されておらず、審査請求人に対し、数次にわたり補正を求めたが、これに応じなかつたため（原文ママ）、別紙の3関係を除く請求については、形式上の不備（開示請求手数料の未納）があるものとして原処分を行ったものであり、原処分は妥当である。

4 結論

以上のとおり原処分は妥当であることから、審査請求人の主張には理由がないため、本件審査請求は、これを棄却することが適当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年3月18日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年8月2日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報を含む保有個人情報の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象保有個人情報につき、開示請

求手数料の未納（形式上の不備）のため不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、形式上の不備があるとして不開示としたことの妥当性を争うものと解されるどころ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

- (1) 諮問書の添付資料によると、審査請求人は、本件開示請求に際して、1件分の開示請求手数料に相当する300円のみしか納付しておらず、おおむね上記第3の1(2)の諮問庁の説明のとおり経緯で処分庁から不足分の手数料を納付するよう補正を求められたにもかかわらず、4度目の求補正による補正期限までに、一切手数料の追加納付をしなかったものと認められる。

本件において、処分庁が、審査請求人に対して行った4度にわたる求補正の内容に格別の問題は見受けられず、各求補正書の全てに未納の手数料の納付を求める趣旨が記載され、2度目と4度目の求補正書には、手数料が未納の場合には、その部分是不開示決定が見込まれる旨が記載されていること、1度目の求補正書の発出から4度目の求補正書に記載された補正期限まで2か月半余りの期間が存したこと及び未納手数料の納付という求められた補正の性質等に照らせば、本件における求補正の手続等に違法・不適切な点があるとはいえない。

- (2) 上記第3の3の諮問庁の説明について、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁は、法務省においては、法務省における行政文書の管理について必要な事項を定めた行政文書管理規則に基づき、部局及び各庁の課室等单位で指名された文書管理者ごとに、相互密接な関連を有する行政文書（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を一の集合物（行政文書ファイル）にまとめ、それぞれ管理することとされているところ、本件対象保有個人情報記録された行政文書の保存・管理状況は、別紙の4記載のとおりであり（なお、庶務係等への請求に係る文書は不存在）、所掌事務が異なる部局の課室等の文書管理者局部課ごとに、それぞれ性質の異なる複数の行政文書ファイルにまとめて保存していること並びに不存在を除く6件の行政文書ファイルにまとめられた行政文書及び不存在とした行政文書について、別紙の3記載の保有個人情報を記録した文書と施行令27条2項2号にいう「相互に密接に関連を有する複数の行政文書」であるとすることはできない旨補足して説明する。

そこで検討するに、諮問庁から提示を受けた法務省行政文書管理規則を確認したところ、その内容は諮問庁の上記説明に符合することが認められる。また、別紙の2(1)記載の保有個人情報記録された行政文書は、文書管理者及び所掌事務が異なる局部課ごとに、それぞれ性質の

異なる複数の行政文書として別々の行政文書ファイルに編てつして保管しているものであり、行政文書の管理状況及び性質等に鑑み、不存在である別紙の2（2）記載の保有個人情報の点を含め、本件対象保有個人情報の開示請求には、6件分の開示請求手数料の追加納付が必要である旨の上記（1）及び第3の3の諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められない。

（3）したがって、本件対象保有個人情報の開示請求には、開示請求手数料の未納という形式上の不備があるものと認められ、処分庁による求補正によっても当該不備は補正されなかったのであるから、不開示とした原処分は妥当である。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定については、開示請求に開示請求手数料の未納という形式上の不備があると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

（第1部会）

委員 合田悦三，委員 木村琢磨，委員 中村真由美

別紙

- 1 本件請求保有個人情報
 - (1) 人権擁護局及び官房秘書（秘書，庶務・総務）（令和2年以降）の審査請求人に関する情報
 - (2) 法務省ホームページあるいはE G O V（原文ママ），F A Xから提出した審査請求人の情報（令和2年以降）

- 2 本件対象保有個人情報
 - (1) 次の各文書に記録された保有個人情報
 - 文書1 審査請求人が行った保有個人情報開示請求（令和5年6月27日受付）に係る決裁文書一式
 - 文書2 審査請求人に係る人権侵犯事件の不開始に関する決裁文書一式
 - 文書3 法務省HPに寄せられた御意見・御提案メール（令和4年7月21日分）
 - 文書4 法務省HPに寄せられた御意見・御提案メール（令和4年9月6日分）
 - 文書5 e-G o vに寄せられ法務省に転送された御意見メール（令和4年10月3日分）
 - 文書6 法務省への御意見F A X（令和4年7月21日分）
 - 文書7 法務省への御意見F A X（令和4年8月26日分）
 - (2) 大臣官房秘書課庶務係及び同課総務係で保有する本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報

- 3 令和5年12月13日付け法務省権調第155号により開示決定された保有個人情報
審査請求人が行った審査請求（令和4年8月2日受付）に対する決定に係る文書一式に記録された保有個人情報

- 4 上記2（1）の保有個人情報が記録された文書の保存・管理状況
 - 文書1 人権擁護局調査救済課において「開示（不開示）決定等（令和5年度決定分）」と題する行政文書ファイルに保存
 - 文書2 人権擁護局調査救済課において「令和5年事件関係収集資料」と題する行政文書ファイルに保存
 - 文書3及び文書4 大臣官房秘書課広報第二係において「令和4年度 法務省ホームページに寄せられたご意見等（法務省ホームページ）」と題する行政文書ファイルに保存
 - 文書5 大臣官房秘書課広報第二係において「令和4年度 法務省ホーム

ページに寄せられたご意見等（電子政府の総合窓口）」と題する行政文書ファイルに保存

文書6及び文書7 大臣官房秘書課広報第二係において「令和4年度 法務省に寄せられたご意見等（ご意見FAX）」と題する行政文書ファイルに保存